

令和3、4年度決算に係る健全化判断比率・資金不足比率

(単位：%)

市町村名	健全化判断比率								資金不足比率			
	実質赤字比率		連結実質赤字比率		実質公債費比率		将来負担比率		会計名	比率	会計名	比率
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度		令和4年度	
徳島市	-	-	-	-	5.9	5.8	51.4	38.8	-	-	-	-
鳴門市	-	-	-	-	12.5	12.3	87.6	89.7	-	-	-	-
小松島市	-	-	-	-	13.2	12.6	95.4	83.6	-	-	-	-
阿南市	-	-	-	-	5.0	5.4	-	-	-	-	-	-
吉野川市	-	-	-	-	7.4	6.5	17.2	3.1	-	-	-	-
阿波市	-	-	-	-	7.8	7.7	-	-	-	-	-	-
美馬市	-	-	-	-	9.4	9.3	22.9	17.4	-	-	-	-
三好市	-	-	-	-	6.7	6.6	-	-	-	-	-	-
市平均	/	/	/	/	8.5	8.3	34.3	29.1	/	/	/	/
勝浦町	-	-	-	-	4.9	5.1	-	-	勝浦町簡易水道事業特別会計	62.4	-	-
上勝町	-	-	-	-	4.8	5.1	-	-	-	-	-	-
佐那河内村	-	-	-	-	1.8	1.5	-	-	-	-	-	-
石井町	-	-	-	-	5.6	5.3	-	-	-	-	-	-
神山町	-	-	-	-	2.7	2.5	-	-	-	-	-	-
那賀町	-	-	-	-	8.9	9.0	-	-	-	-	-	-
牟岐町	-	-	-	-	8.6	8.3	18.1	6.1	-	-	-	-
美波町	-	-	-	-	6.5	7.6	16.2	19.5	-	-	-	-
海陽町	-	-	-	-	1.5	1.3	-	-	-	-	-	-
松茂町	-	-	-	-	△3.0	△2.2	-	-	-	-	-	-
北島町	-	-	-	-	5.0	5.3	-	-	-	-	-	-
藍住町	-	-	-	-	5.6	6.0	-	-	-	-	-	-
板野町	-	-	-	-	4.8	4.3	-	-	-	-	-	-
上板町	-	-	-	-	5.7	5.0	-	-	-	-	-	-
つるぎ町	-	-	-	-	11.0	11.2	7.0	1.1	-	-	-	-
東みよし町	-	-	-	-	8.2	8.9	-	-	-	-	-	-
町村平均	/	/	/	/	5.2	5.3	2.6	1.7	/	/	/	/
市町村平均	/	/	/	/	6.3	6.3	13.2	10.8	/	/	/	/

(注) 1. 各指標において、比率がない場合は「-」と記入している。
 2. 平均値は、単純平均を用いている。
 3. 資金不足比率については、資金不足が生じている会計のみを記載してある。

健全化判断比率等の概要について

- 実質赤字比率 (%) = $\frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$
 - 地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率。
 - 連結実質赤字比率 (%) = $\frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$
 - 地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率。
 - 実質公債費比率 (%) = $\frac{(a+b)-(c+d)}{e-d} \times 100$

によって計算した数値の過去3年度間の平均値

 - 地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の財政規模（標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額）に対する比率。
 - a …… 地方債の元利償還金（繰上償還等を除く。）
 - b …… 準元利償還金
 - c …… 元利償還金等に充てられる特定財源
 - d …… 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額
 - e …… 標準財政規模
 - 将来負担比率 (%) = $\frac{a-(b+c+d)}{e-f} \times 100$
 - 地方債の現在高、企業債の償還負担、退職手当支給見込、第三セクター等の損失補償債務等を一般会計等が将来負担すべき実質的な負債としてとらえ、当該負債の財政規模（標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額）に対する比率。
 - a …… 将来負担額
 - b …… 充当可能基金額
 - c …… 特定財源見込額
 - d …… 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額
 - e …… 標準財政規模
 - f …… 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額
 - 資金不足比率 (%) = $\frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}} \times 100$
 - 公営企業会計ごとの資金の不足額（公営企業における資金収支（キャッシュ・フロー）不足の累積額をとらえるもの）の事業規模に対する比率。
- ※資金の不足額
 法適用企業 = (流動負債 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 - 流動資産) - 解消可能資金不足額
 法非適用企業 = (繰上充用額 + 支払繰延額 + 事業繰越額 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高) - 解消可能資金不足額
 ○ 解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。
- ※事業の規模
 法適用企業 = 営業収益の額 - 受託工事収益の額
 法非適用企業 = 営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額
 ○ 指定管理者制度（利用料金制）を導入している公営企業については、営業収益の額に関する特例がある。

早期健全化基準・財政再生基準・経営健全化基準（市町村）

	早期健全化基準・経営健全化基準	財政再生基準	(参考) 起債に許可を要する基準
実質赤字比率	標準財政規模に応じ11.25～15%	20%	標準財政規模に応じ2.5～10%
連結実質赤字比率	標準財政規模に応じ16.25～20%	30%	-
実質公債費比率	25%	35%	18%
将来負担比率	350%	-	-
資金不足比率	20%	-	10% (※1)

(※1) 地方財政法の規定に基づき算定する資金不足比率であり、算出方法が上記計算式とは異なる。